

仕 様 書

1 委 託 件 名

令和6年度広報誌「輝き」印刷等業務委託

2 委 託 期 間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 発行数及規格等

(1) 発行回数 年2回

(2) 発行部数 1回目 119,800部

内 訳 ①市内各戸配布数 119,100部

②事務局納品数 700部

2回目 119,800部

内 訳 ①市内各戸配布数 119,100部

②事務局納品数 700部

4 仕 様

(1) サ イ ズ タブロイド判

(2) ページ数 4ページ

(3) 色 両面カラー刷り（各回共通）

(4) 紙 質 上質紙タブロイド判55kg

5 支 払 方 法

業務完了払

6 業 務 内 容

事業団広報誌の編集・印刷・製本・納品・各戸配布を行う。

7 納 入 期 限 等

(1) 入稿日及び納品日等は、編集会議によって調整を行う。

(2) 受託者は、広報誌印刷完了後、市内へ配布及び事務局へ納品する。

市内の配布場所の詳細については、協議によって決定する。

個別配付をする際は、折り込み等の方法により他の配布物と同時に投函することは禁止する。

なお、配付業務を第三者に委託する場合であっても同様とする。

(3) 納品に際し、見本刷りを10部納入すること。納品物に間違いがあった場合には、修正することもある。

(4) 発行部数については、納品場所の追加等により、若干の変動もありうる。

8 編集等

(1) 原稿

原稿は事業団の修正・査閲後、各記事別に受託者に入稿する。受託者は表記内容を確認し、必要に応じて修正する。

(2) 入稿方法

事業団が指定した入稿開始日以降、基本的に電子データ（ワード・エクセル等による文字データ、J P E G等による写真データ）をU S Bメモリなどの各種電子媒体等を使用し、手渡しや電子メールなどの方法で受託者に入稿する。プリント写真や手書き文字等による紙媒体での入稿もある。

(3) レイアウト

誌面のレイアウトについては、過去の広報誌を参考にしつつ各種原稿データ（文字・写真・イラスト等）を配置し、目的に沿った適切な配色やイメージによるレイアウトを構築し、印刷するものとする。

(4) 編集

受託者は、広報誌の内容についてイメージの共有と専門的技術等の助言を受けることを目的として、編集に係る会議を開催する。

なお、会議の開催の他、必要に応じて編集内容については、電話及び電子メール等により、随時協議する。

(5) 校正

入稿した後、記事を配置した全ページの校正刷りを持参する。編集会議で修正のあった箇所は事業団担当者から受託者へ提出し、受託者は指示のあった箇所を反映した校正刷りを3日以内（土日祝日を除く）に再提出する。その後の校正は随時行い、校正刷りは紙媒体及びP D F等電子メール等により、事業団に提出するものとする。受託者は、事業団が指示した箇所の修正を行い、指示内容等が不明の場合は逐次確認する。

なお、表紙のデザインについては何パターンか提出を依頼するものとする。

(6) 校閲（内部校正）

受託者は、事業団が指示した部分以外に、独自に次の点に注意し内部校正をしなければならない。

- ① 誤字・脱字の有無
- ② 日時・場所の不一致
- ③ 統一表記の確認
- ④ 文字間の広狭
- ⑤ 書体の統一性
- ⑥ レイアウトのバランス

9 著作権

成果品の著作権は、第三者が著作権を有する場合を除き、事業団に帰属するものとする。

10 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (3) 受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取組に協力すること。
- (4) 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第30号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (5) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
- (ア) 受託者又は受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
- (イ) 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）第 12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積もりを作成すること。
- (7) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。

11 問い合わせ先

草加市社会福祉事業団事務局総務課 櫻井
電話 0 4 8 - 9 3 0 - 0 3 1 1